△勸請的

一凡勸請的と云ハ古来の式法なりと
近世射手の作法也洲濱神社祭初
て勸請なし奉る所ハ社檀彼按ハ
おゝよ所ゝ建立乃たとへとして極宜
神主射手をもて先て一七日射的の
術をとりおこなふ也故ハ勸請的と名
付るなり祭礼を先ゝ半初ゝ
与作矢作るゝの紙一人負銭のやう
貧苦をもちくまねくんなる
時法をおこなふ事射手をんにて
一七日射的の術をとりおこなふ
ものをんにて的と云也

一射的の始末の事 世代ゝ伝ル仕

△勸請的

一凡勸請的と云ハ古来の式法なりと
近世射手の作法也洲濱神社祭初
て勸請なし奉るに亦ハ社檀彼按ハ
おゝよハ遠立乃たをけとして稲置
神主射手をとゝ給て一七日射的の
術をとりおこなひ故ハ勸請的と名
付るなりされと是も半初ハ
与作矢作るの細一人負後のやう
貧苦を忘れくまゝ射手なんなる
付法をおこなひ射手なんとて
一七日射的の術をとりおこなひ
ちれと言ひ是を勸請的と云也

一射手の始末の事 時代ハ下世
学者を下稽と云を用ひ器
ハ大かた書付のもの為なりを
ちるなり

一勸請元器器後のものと云上下
稽と云ハ紀事 中級や

一射手の意をひして名矢代を矢代
遠乃ハおく角一色代勸元

一射手ハ意をろひして名矢代を矢代
筵乃上ニおく毎ニ見物勧ニ成
こゝろゝく清て矢代を可振ハ
拾ふして矢代をゝく切まゝて常
式て振也毎矢をふり振て射
ハ矢を駐箭を拾ふ 扨矢代矢
代の出たるたゝく也是を勧賞ニ
百集て同拾ふ三つ上ハ大後の
矢車のきゝ小色ゝを入て金
ちゝ上たのゝ箭後の分ハ
附勧賞ニ三ツ一ツをゝ出ハ
かけ箭ハ時の定ふ(ふ)ゝ先
大方箭也毎射手ハ駐箭をけ
清ゝ拾矢代つ紀より毎ひゝく先
あいのうを射ゝ也 扨乃ちの指負
ハ出ケ箭より負いなく矢賞ゝ金
の衛負也あいのうをふつゝをひて
射いゝの事也

一此度中矢箭射ゝし矢箭ゝ射手
矢代筵のゝ上ニ毎ゝ矢箭ゝの射手
拾十人をゝ出ゝ人のゝ毎ゝ矢

射之のこと也

一此度中矢帳射手くし矢帳にも射手之
矢代莚のこと重之事次第の射手
弥十人ともましたのことし抜ぶ持候矢
起りさと射掛時ゟ勧信んやハ細も才
矢取持し方ハ宜しやはき抜起く莚の
う寸至る乙矢をことくはいさへハ
流り抜く事く切やせ常式矢代振
り掛て後へ早く莚の上へ一節宛次
第くさらへ宜く抜候ても中帳
おされ下く勧請んやしと言付候矢
のゆらう分る 射手次第くして左手に
ちをむつさけておさい膝をつき紀代矢
くと根の方へ三寸斗り引てもし乃
座下ゆるく抜落く中矢持引おし
仕色くりしの庭よつ紀付候矢の
中射手さと矢閑次第ニ一人宛よび
おし才矢を流わさなし才矢を
きむよおいおまし紀何もしかくも才矢
中次第ニ箭員など付なし言付跡の
中矢の根しおし分る帳面さる矢
同前ニ掘さし也 日掘すらし色宜事

中矢の相引おしあるいはうちさる矢
同前之相引の時金四郎
武藤負前かよの射抑は矢を勧進
元戸射矢をうちさせ矢車入刻を
矢を二度宛寄、三代初を獨負
射手人に相渡る矢又矢の中
射手名者矢、ゆうさる毋矢寄
の獨負ふなうれし矢寄の獨負分
きは勧進元寄をかを清獨負
うれうる者矢、出物ゆかは乃立人
のよりは取る者矢成
を中宛蓮乃よりをうく蔓の在小
てとねのふまてとをうく又清矢を
と以後之事をうくをよひ出
後をうる矢のもくまて矢成
清れすくう射手人矢射抑を
くうけ西沙て者矢あれで
逆うけ抑をうけられ吹をけ之
射手をうけうる者矢寄せで勧進
元寄をうけ手をうけ手をうけ
うけかを射中をうは勧進

うけとかを時仲さうは八郎信
ゆき之家をうけとる之初之心とけ
とく山まく播磨きとうとを二張
宛の播磨くえ東山と云内ハ二張
ハくくとを地をとゆ心ゆかさる
ゆ如くまりく二張ゆ宛ゆ
中ゆ為ハ時を地ゆおきてはゆ
二張宛の播磨くをゆうゆ多く
とを上のゆうハ第れを張に
を地ゆをけをを沢ゆ播磨の
ゆかをとうけを家の沢ゆ

右

ゆすの　六張
二山　六張
山ゆすの　八張
ゆすの　五張

おすの　六張
七夕　六張
きた　九張
二ゆすの　六張

右八九張をとと共ゆをかをを
百張をつまるを時を一張をけ張
二百張の時を二張とかをを東
をまを時を為ゆ

こまて候はゝ

一おうち金乃儀奥わけ之儀のつまり
次第ゝくゝ御儀を持ふて
うち金乃うをひしるしの儀御
うりうの賣人を御負に御負る
対をうつくゝうち賣矢賣ゝ
為まる人をを勧儀ん之儀也
まなり

一上のうち不勝ゝくゝ赤のうち毎月
ゝ儀ゝ御対をるよ儀を射
ゝとあるゝ時を赤のうち三匹
人ゝ御ゝとるゝ上へ御負を有
毎三匹人ゝ対をるをちいさ紀小的を
対をるうゝ紀儀を帝ゝの
定ゝるくゝい紀小とてゝくゝ
量のかけ之ゝ大ゝなるゝを勧
儀ん人をゝして御負儀
つけゝるゝ紀小的紀対をちいさ紀
小的をゝて
対を伴ゝ為ゝ為ゝ御負儀ゝけて紀
ゝ小的をゝ紀也

く小鳥をこ仕るとそこしも

一うとをうつ事ハ中宮のさうり
心ものハ物うとあてさるもし
ことも小姫のうをもるかり

一遠うと云事まうる人々を 姫宮様
みをそ多年 御人々の所付の
事之御と対面のあるく対面を
うをもきもこまを四を御人地を
のあ小雨御後をくはんとの後也
対面して御人に御後付人
遠うのさいをんをは仕てもふ若人新
うをもをこまを雨御をはは自身をを
うひく対面の後をもおほまを
人をんうをけ後をあ信うを後
遠うこをあるを対面をを矢ハ雨
ゆくまをもををすけく後を新
いかををよけをのをんをけハ少雨か
おのをよ対面をこと只仕
一右御をを はくをいをの御後之
仕つくたい乃御後御後新後
対面を角

く云後

射方の事

立弓乃法

一扨常弓矢を取る立場（出矢代法）
ようのお洋を問ふ如き者
行とたいを以て大前と為
かそどもむきに仰合やうにしらるる
器くたいを以て扨て大前
と云ふ国をゝん合やぶる角た
いたいの足踏仕る角毎に矢筋
射る中に初矩ととふ入合方矢
をとふ射るくすのようにする
を紀ひくるる角

一矢矢通て射押て落ちる紀
ひくるいそろひて前行んかハ
中を通ねとゆそとせとゝ云ものを
けるゝ中を射る射ひる矢を
扨矢代ふてとゝ云ひくるひるの
弦をかゝるまくまくる角矢をハ左
えうつ中ちの下ちくちとたよ指
添角ねれたゝ中ひとうのよこて
扨矢代をくたの係のうへ

法師ハ母ハ右兵衛ノ督とうのよりこと
我矢代をたゝく大の係のうへのく
故とゝもよりハ中ハ法師ハ地とつきて故
こゝと矢の根をたゝうへ道ねとうつ
角ハ法師ハ道ねのうらやゝ
何をはかなく俗流よりてこゝ
うゝる義をしてゝ

一皆く道ねハ所ハく前信ん矢代
のきゝく皆ゝ道ねとうひ
出ゝく者矢をつわさ角大和の
対ハ組合ハ一人ゝうこをを二
前ハもゝく法ハ角御ハ大
ゝの対ハ中ハ矢大ハ代
一人ハ出ゝ者矢をゝ法ハ
大ハ中ハ紀ハ法ハ対を
角ハ法ハ対ハ
ハとゝ出ゝ対ハ
ハを中ハ対ハ
角ハ自家法角

一大和の対ハ東矢内ゝの対ハ法ハ
中ハ対ハ法ハ

一大祓の祓を東矢ゆうの時ハ祓
ゆうを祓ゆうをしゆをと及大祓
不物をなく御をしも八ちをの物及
ゆう大おゆゆ　之　海　東矢ゆうを
を　海　ゆ不物をなゆ　海　東矢
ゆゆ　行矢ゆうゆ　ゆうゆゆうを上のおゆ
をゆゆ出　祓をゆ（ゆゆ）のおゆ
ゆゆ矢をゆハゆ（不物をなゆ）
上乃おゆ三ゆ矢ゆ　ゆをゆゆゆ
の御をゆを末のおゆゆ祓をゆ
末のおゆゆゆ矢をゆハゆ（不物ゆ）
なゆ　上のおゆゆ不ゆゆ矢のゆハす
のおゆいゆゆあゆゆも祓をゆゆ
ゆ直ゆ（ゆゆ　おゆ（不物をなゆ
さゆをゆ　ゆたのゆゆ大祓ゆ海一
つ矢のゆおゆゆを祓ゆ　祓をする
ゆ祓御ゆもおゆゆゆゆ矢ゆゆ
ゆゆ矢ゆゆ　ゆ矢ゆ不物をなゆ
ゆ　おゆゆゆ矢ゆをゆ会二
ゆゆゆのゆゆゆハ御会ゆ矢ゆゆ
おゆを矢御をを一人ゆひゆゆゆ

あるを先輩をと一人ずつ出ていき
ましてあるべき人を賞もせずと
ようなり 対馬書一一実もあり
こゝを二つ矢ちがひ写の伺候とて不勝力
とせるを 稽古ゆゑ 孫八実もあり出
ましたるを 後組合仕矢あり仕出さ
ゆゑを 暫く稽古を一人ずつまひ出
し 対馬殿 此方のとうり太のとうり
組合仕矢あり 稽古実もあり
たゆゑ三つ矢のとき 対馬の人
ちがせる 対さまをまた 年時
まで組合仕矢あり とひ出
候 此仕矢あるゆゑ二つ矢
つゝ 家来ばかりの大前の仕矢
あるを 不審を伺候 大前乃
対馬殿 米矢をまた 年 歳より仕矢
ゆゑゆゑを 歳 不勝力で
歳も 米矢をもつて 生
う一ぱい あるを 不勝力 稽
といふゆゑ矢を 実とい稽
組合をる矢代の人をふり

といふ神子矢を実とい祝と
祝合とる矢代の人をとるなり

一大前前後矢屋ふ体まるおい
もう祝合行矢神ゆりおゆくく
時をうへ出祝合を祝る実とも井
一度みるい出神矢をつわきと俺
祝る矢ともあるとて云矢ふ
てる出へ不祝を祝合太の祝る
実一人ふつ一人ふあるふい
其次の祝るを人てまひ出
弟矢をはわもそと祝る弟矢ゆる
アるへい実祝祝出と祝る弟矢を
つせどふ矢を祝ひとまふ祝る
実ともゆるとふさい云矢る成
而稽を出へはあるや上の祝る来
矢まて実ふ来矢ともまへ二つ
矢のと祝太のとすへの祝を付
きまる来の祝る弟矢をつ生る
時を大前をとひる弟矢つわます
ると大前あるふ大前の不稽也
大前もあせを成る弟矢はあち

大前も有せられを所々者矢はかり
ほそく所々者矢はかりを所の下
野と所も者矢あてたハ上の二ツ矢
と不野をを〻〻上ハ二ツ矢を時
所ハ逆毋ハ村をする者をれハ
をハ金の勝負と又組合二人をハ
あらハ勝負を不及矢代勝
負者二人のハハ一人あるた
所をハ金の勝負と時ハ矢代
勝負ハ者れも也ハ勝負者矢者
あいのハ同おのハとき也かくのハ
くハいのハ者村初ハハ勝負
さハ者ハ矢代をハ〻〻ハ者
伝せて振をを〻〻矢代の勝
ハハ侍ある者

村内者北沢者

一村内者の者ハ者ハ器後ハ
ハいハも上ハ侍を者ハ者毋
村を者勝付金ハ者たハハハ
明を立〻〻明の方を者ハ者
但毋毋ハ二ハ者ハハハ者

的を立て的の下を支へ
但角尾二すゝ下しこすゝ下しまるあり

一右の的を立て矢代に用ひらぶ
なり　此時の矢代と申立ゆり林
の矢代のごとく組合すゝきい窓すぐ
立角　的帖常鮒帖をもてて射
的を中つるに的の矢をもあれ
是竟を高毎つけて紙をもてまるる
矢をもかつて立的を矢はたらぬ
うゝ　ゝ尾のたいのせて側ゝ
金太のごとく的を立ゝあた
のあり的を射るに拍子もてう
けのそれもせんのうゝおくや
但板つき的はちの方ゝおくや
角ゝ　ゝ中ゝいくつゆのもはさ
をはたる角　屋の小的を拍子
用意を角　永正寛の的
代きの矢をとはゝ角
しもい御信元のごとなり

一右の的は人毎通ふく中の射勝
信元　的はものを射ゝ角や

一右の鳴ハ穿通り少く中の付勧
請之所望何ましもの射手へ向て也
りきハ兄矢居りく仲は高く射上
けて下ハ絶当矢てに絶や上手
居しまた射手方へ射上け下すと
あり又ハ際へ出る小鳴をとめくま
継ま七八寸斗残る程の鳴をとりて
大の小鳴をあはし射手をよひ出し
当矢をつめさせ射あくへし
一兄矢居りまく勧らるゝ体何ま
もの射手へ勧請之あるときハ兄矢居り
少く勧らる所望之ハ鳴よそてす
やかりて動く三ハ鳴またつる体も
其三ハ鳴も何りやさねは付る鳴様
少しきて居きたり又一ハ三日鳴あ
うり所付ハ公方ハ必所望居鳴は
ゆそハさせて候　勧請之射手方へ
あるハまたは三日これを射あるへし
一鳴射何事たる付ハ定乃所望射手あ
けらる射手は際の方へ向射手の中
かるき当侍すへしまた付砂の後

かりそめ者共ハ一ト時の役
人ニ百人三百人をのせて神の
あるおく角ハ和うちけを百
一歩うけ時乃青き神ニケ月金
の鳴とおしゑ時鳴とねふい
人のごとくすくふ所鳴ろ
ゑたるものるたいのうちと
矢をひとへ三ツ束ハ双袖ハ
ニ面ニ鳴ハ矢おさへたい
ニ鳴ニつぬきたるをニ度
ちうふ袖ちぬきぬきぬきれ
ハくもあり又ぬくまとくく
ニ袖おくとちる矢をぬき
ちれハハハ矢を鳴ちある
おくるあり太のちちみく別右
袖へ右ハハちうハハ袖ハ信
ちくハ入ニ面二献月をくちへ
ハ面ハ面の神ハるちおハく
ハ門出面のちくちすハ出ちの
ちくち半ちちちくちく時の面
ちちちふ角

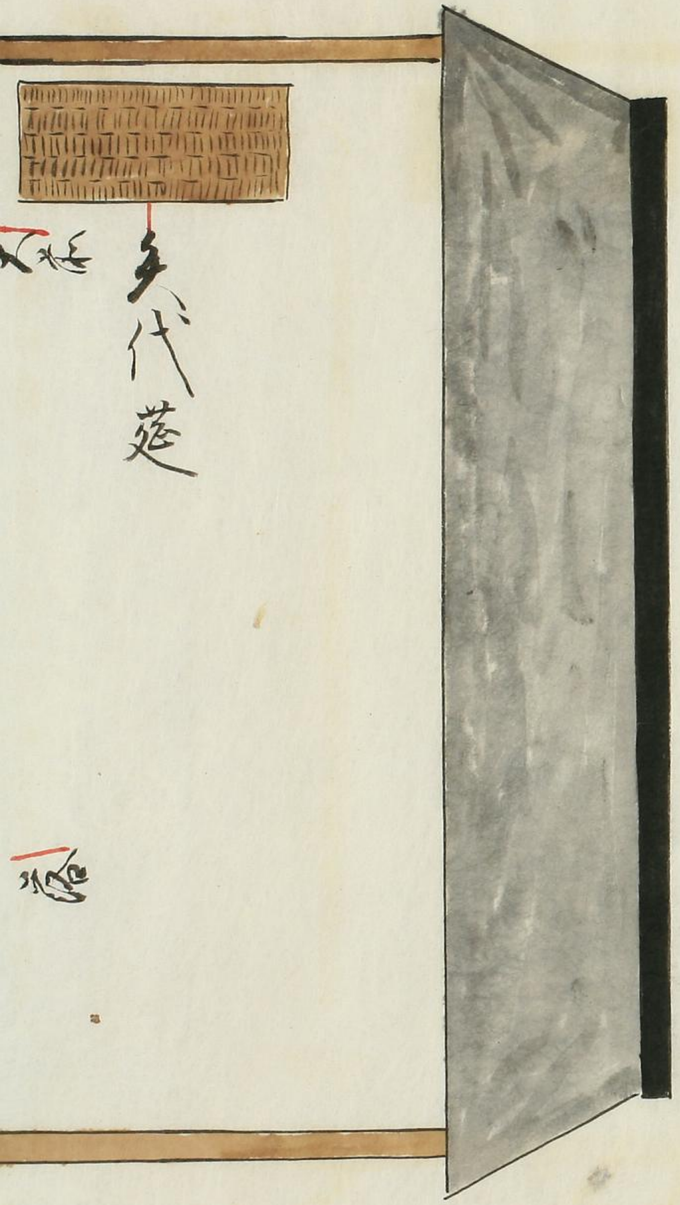

一矢代莚の次第は傳多
一式神祇の次第右同
一弓矢兵礼法右同
一弓場射的より半弓の次第
右同
一中つぎ莚の次第右同
一砂金の次第右同

△弓場こしらへ方

△弓場くら書

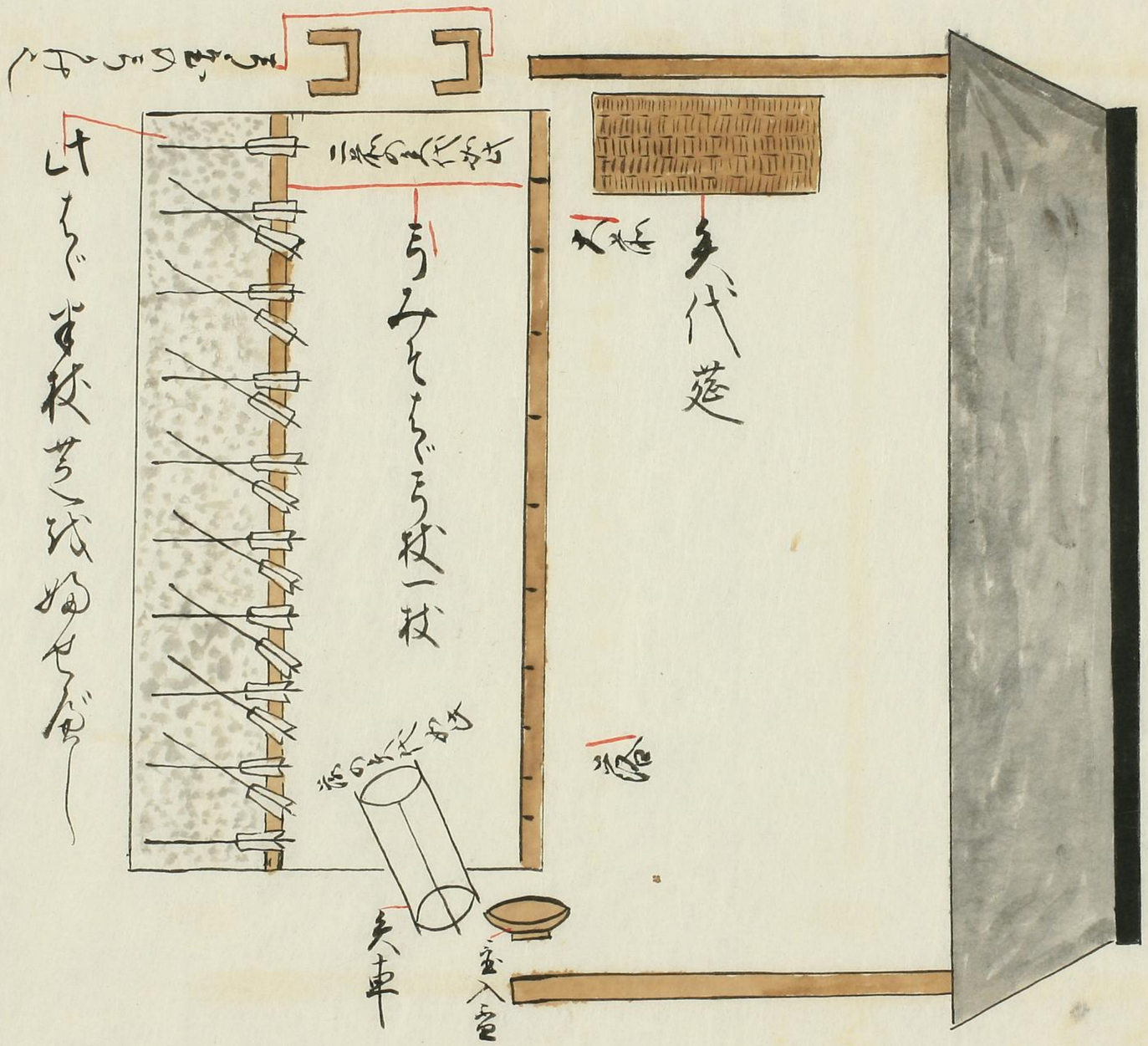

上長サ八尺

一与陽の子紀やう大原門主より
ゝし口伝不可徐計　てをゝや
一与宝の付与うけいらうけのうらへ
やゝ先ゝ毛井まの長サ六尺四寸乃
号四尺八寸うけて未鮮
本鮮毛井まよりかるやうこゝろ
ゆ角し

四尺八寸條

右件一軸當流勧進帳
法為示之新宜令附與畢
他見有之同浦者也

精屋左近

武成

他見有ル間敷者也

精屋左近

武成

海野仁左衛門

景充

久代藤兵衛

信秀

山村主鈴

喜時

喜時